

平成 2 2 年 9 月 定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(平成 2 2 年度 9 月 補正 予算 関係)

農 林 水 産 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が 0.0 人役となるものについては、人件費を 0 としています。

平成22年9月定例会議案説明資料目次

農林水産部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成22年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 生産振興課 経営支援助課 生産振産保全課 畜産・水保全課 農地・水保全課 森林・林業総研 農水総合産研 水産総合研 水産総合研 水産総合研	1 2 3 5 7 10 14 16
	2 公共事業補正予算総括表	農地・水保全課 森林・林業総研	17
	3 歳入歳出事項別明細書	—	20
	4 節の明細	—	28
	5 債務負担行為に関する調書	—	29

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
第15号	鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について	生産振興課	30
第16号	鳥取県農業試験場手数料条例の廃止について	農林総合研究所	32
第21号	国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について	農地・水保全課	34
第22号	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立とっとり花回廊）について	生産振興課	36

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について (13)国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正について(平成22年7月28日専決)	農地・水保全課	42
第7号	長期継続契約の締結状況について	農林総合研究所 他2	44

議案説明資料総括表

農林水産部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫	起債	その他	一般財源	
経営支援課	1,042,813	7,709	1,050,522				7,709	
生産振興課	1,774,606	50,000	1,824,606				50,000	
畜産課	1,217,933	4,942	1,222,875				4,942	
農地・水保全課	6,421,698	18,116	6,439,814	8,405	4,000		5,711	
森林・林業総室	7,337,831	△ 45,308	7,292,523	△ 65,451			20,143	
農林総合研究所	554,055	3,230	557,285			3,600	△ 370	
(企画総務部)	329,988	2,860	332,848			3,230	△ 370	
(園芸試験場)	54,117	370	54,487			370		
合計	23,056,665	38,689	23,095,354	△ 57,046	4,000	3,600	88,135	

区分	予算額	主な内容	
一般事業	19,916	鳥取へJUI!アグリスタート研修事業	7,709
		(新)平成22年果樹低温被害緊急対策事業	50,000
		職員人件費(畜産総務費)	7,267
		公共牧場自立支援事業	△ 12,788
		口蹄疫緊急総合対策事業	10,463
		国土調査事業	12,607
		炭素貯留地下かんがい推進事業	259
		(新)原木テスト輸出検証支援事業	4,000
		低コスト林業推進事業	△ 68,330
		(新)ナラ枯れ被害緊急対策事業	5,499
		園芸試験場管理運営費	△ 140
		林業試験場管理運営費	3,000
園芸試験場試験研究費	370		
公共事業	18,773	林道事業	13,523
		直轄耕地災害復旧費負担金	5,250

平成22年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費
1項 農業費
1目 農業総務費

経営支援課(内線:7269)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取へIJU!アグリスタート研修事業	(債務負担行為) 14,810 31,374	(債務負担行為) 7,500 7,709	(債務負担行為) 22,310 39,083				(債務負担行為) 7,500 7,709	
トータルコスト	40,249	7,709	47,958	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.1人	0.0人	1.1人	事業の推進に関する調整、補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	新規就農者の確保(目標:年100人)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

新規就農者確保・育成を目的として、(財)鳥取県農業農村担い手育成機構(以下「機構」)が、県内での就農を希望するIJUターン者等を農業研修生として雇用し、先進農家を受入先とした技術習得のための実践現地研修(第4期生)を実施することについて、研修効果のさらなる向上を図るため、従来4月スタートとしていた春期研修開始時期を、作物の作付準備時期にあたる2月から前倒して実施する経費に補助する。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	実施主体	補助率	事業内容	補正前	補正額	合計
トライアル雇用支援事業	機構	県10/10	機構が農業研修生を本格雇用するにあたり、農業への適性、資質を判断するため、トライアル雇用(2ヶ月間)を実施するのに要する経費を助成(研修生1人当たりの助成経費) ・給与 112,000円/月 ・雇用保険 1,120円/月 ・労災保険 1,344円/月 ・住居手当等 33,000円/月(上限) ・定住準備金 99,000円(上限) ・赴任旅費 20,000円 (受入人数枠) 1研修期間当たり最大15名	12,418	6,209	18,627
研修指導員設置事業	機構	県10/10	農業研修生に対し、農業技術習得のための実践研修を行うにあたり、先進農家を受入先として「研修指導員」を設置するのに要する経費を助成(助成額) 50,000円/人/月	17,500	1,500	19,000
農業大学校サポート研修費助成事業	機構	県10/10	農業研修生に対し、農業大学校が実施するサポート研修の受講料等必要経費を助成(助成額) ・農業基礎研修講座 500円/日 ・聴講制度による座学講座250円/回 ・大型農業機械研修 6,200円/人	456	0	456
県推進事業	県	-	移住定住促進課と連携した相談会等の開催・参画等	1,000	0	1,000
合 計				31,374	7,709	39,083

3 債務負担行為限度額

鳥取へIJU!アグリスタート研修事業費 7,500千円(平成23年度)

4 これまでの取組状況、改善点

- 第1期生は平成21年9月から15名(県外者9名、県内者6名)が研修を開始。本年8月末をもって12名が研修を修了し、うち6名が県内で独立就農。
- 第2期生は平成22年4月から15名(県外者13名、県内者2名)が研修を開始し、全員が研修継続中。
- 第3期生は本年9月から9名が研修開始。
- 第3期生までの応募状況としては、約7割が県外在住者からの応募であり、移住定住促進課と連携した県外での事業説明会の開催、雑誌への広告・記事掲載等により、県外者向け情報発信の効果が出ている。
- これまでの応募状況、研修実施状況を踏まえ、引き続き第4期生の募集を行うとともに、研修品目としてニーズの高い野菜類(スイカ、ブロッコリー等)の作付準備開始時期にあわせた研修スタートが求められていることから、春期開始研修のスタートを4月から2月に早める。

平成22年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

1項 農業費

6目 農作物対策費

生産振興課(内線:7414)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 平成22年果樹低温 被害緊急対策事業	0	〔債務負担行為〕 7,200	〔債務負担行為〕 7,200				〔債務負担行為〕 7,200	
トータルコスト	0	50,000	50,000	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金支払事務				

工程表の政策目標(指標) —

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

春期の記録的な低温により果樹の实止まり不良、品質低下の被害が発生し、果樹農家の大幅な収入減が予想される。このままの状態を放置すれば、果樹経営の継続が困難な農家が現れ、産地が縮小し、これまで築いてきた鳥取梨のブランドを維持できなくなる可能性がある。そこで、総合的な支援策を実施し、農家の経営安定と産地復興を図る。

2 主な事業内容

低温被害対策として、果樹経営を支援するため次の対策を実施する。

(単位:千円)

項目	対策名	事業内容	事業主体	事業費	予算額	補助率
共済支援	新規加入促進対策	今回被害にあった農家が新規に共済加入する場合、共済掛金の助成(1/3)を行う。	農業者	(21,600)	(7,200) 債務負担行為	県 1/3
販売促進	ワケあり商品販売促進対策	○推進事業 市場関係者・消費者に対する販売促進活動に対し支援。	生産組織 農業協同組合	4,500	2,250	県 1/2
		○出荷補助事業 ワケあり商品出荷促進のため、価格差補てん及び出荷経費に対し支援。	生産組織 農業協同組合	95,500	47,750	県 1/2

3 債務負担行為

果樹共済新規加入促進対策 7,200千円(平成23年)

<参考> 6月補正対応分

(単位:千円)

項目	対策名	事業内容	事業主体	事業費	予算額	補助率
防除対策	緊急防除支援対策	実止まり不良による樹体バランスの乱れによる病害虫の多発や樹勢の低下を防ぎ、次年度の梨生産の安定化を図ることを目的として、緊急防除を行う経費について助成する。	農業者 生産組織 農業協同組合	25,411	8,470	県 1/3 市町村任意

平成22年度一般会計補正予算説明資料

生産振興課(内線:7417)

(単位:千円)

6目 農作物対策費

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
果樹等経営安定資金 利子助成事業	債務負担行為 7,725 5,938	債務負担行為 5,180 0	債務負担行為 12,905 5,938				債務負担行為 5,180 0
トータルコスト	7,552	0	7,552	(補正に係る主な業務内容)			
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	補助金支払事務			
工程表の政策目標(指標)	—						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

H22年3月～5月の天候不良による梨、柿の実止まり不良・品質低下に伴い、出荷量の減少が見込まれるため、今回災害にあった農家が果樹等経営安定資金を借りの場合、申請により新規借入分及び既借入分について1年以内の償還猶予期間を設定する。
※償還猶予期間を申請する農家は、経営改善計画を作成することを条件とする。

2 主な事業内容

区分	災害時対応	価格低落時対応	原油価格高騰時対応
発動要件	気象災害等により収量が減少した場合 (原則として、天災資金等を優先)	出荷期間中に平均価格が損益分岐点を下回った場合	原油価格の高騰により生産資材の調達が困難となった場合
対象品目	果樹、野菜、花き類及び工芸作物(ソバに限る)		
末端金利	0%		
基準金利	2.95%(平成22年5月19日現在)		
事業主体	鳥取県農業協同組合中央会		
利子補給期間	(通常)3年以内 (追加対策)今回の低温被害のあった農家に対し、1年の償還猶予期間を設定可能とし、その場合の利子補給期間は4年以内とする。		
貸付時期	随時		
利子補給割合	県1/3、農業団体2/3 (市町村負担の有無は任意)		
融資基準額	各品目において再生産に要する額の8割相当額 原油価格高騰においては、1戸あたり100万円が上限		
融資機関	各JAまたはJA鳥取信連		
融資対象	・原則として天災資金、公庫資金の対象とならない場合、またはその上限を超えて融資が必要な場合 ・天災資金等が発動するまでのつなぎ融資が必要な場合		

3 債務負担行為

果樹等経営安定資金利子補給	補正前	7,725千円	(平成23年度～25年度)
	補正	5,180千円	(平成23年度～26年度)
	合計	12,905千円	(平成23年度～26年度)

4 これまでの取組状況、改善点

- ・春期の記録的な低温により果樹の実止まり不良、品質低下の被害が発生し、果樹農家の大幅な収入減が予想される。
- ・このままの状態を放置すれば、果樹経営の継続が困難な農家が現れ、産地が縮小し、これまで築いてきた鳥取梨のブランドを維持できなくなる可能性がある。
- ・団体等からも要望があり、農家の経営安定と産地復興を図る必要がある。

平成22年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費
2項 畜産業費
1目 畜産総務費

畜産課(内線:7333)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	647,280	7,267	654,547				7,267	
事業内容の説明								
<p>(財)鳥取県畜産振興協会へ派遣している職員の人件費について、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき、派遣職員の人件費を直接支給することに伴う増額。</p>								

2目 畜産振興費

畜産課(内線:7333)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公共牧場自立支援事業	50,221	△12,788	37,433				△12,788	
トータルコスト	56,675	△12,788	43,887	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.8人	0.0人	0.8人	交付金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>(財)鳥取県畜産振興協会(以下、「協会」という。)へ派遣している職員の人件費については、協会の自主運営・独立採算の体制を確立する平成23年度までの移行措置期間に必要な支援の一環として、派遣職員の給与相当分も平成19年度より交付金化して支出している。</p> <p>このたび、最高裁において、外郭団体に派遣している職員の人件費相当分を補助金等で負担することは違法であるとの判決が確定しており、平成22年11月以降については、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき、派遣職員の給与について直接支給することとした。これに伴い、公共牧場自立支援事業交付金から人件費相当額を減額。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金名 (財)鳥取県畜産振興協会自立支援事業交付金 ・交付先 (財)鳥取県畜産振興協会 								

平成22年度一般会計補正予算説明資料

畜産課(内線:7286)
(単位:千円)

3目 家畜保健衛生費

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
口蹄疫緊急総合対策事業	22,500	10,463	32,963				10,463	
トータルコスト	23,307	10,463	33,770	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	物品購入事務、補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

6月補正で口蹄疫の県内への侵入防止対策や、風評被害等の影響を防止するための子牛市場対策等を講じた結果、県内での大きな被害は生じていないが、県内で口蹄疫が発生した場合を想定し、初動対応に必要な最低限の資機材の備蓄を行う。また、県内の家畜が集合する鳥取県中央家畜市場(琴浦町湯坂)の防疫対策を徹底するため、全国農業協同組合連合会鳥取県本部が行う消毒ゲートの整備に対する支援を行う。

2 主な事業内容

(単位:千円)

細事業名	事業主体	補助率	事業内容	補正前	補正額	合計
緊急防疫対策費(拡充)	県	-	○偶蹄類飼養農場への消毒薬の配付 ○初動防疫に必要な資機材の備蓄	15,000	8,759	23,759
家畜市場防疫対策費(新規)	全農	1/2	○鳥取県中央家畜市場の消毒ゲート整備 に対して助成〔事業主体:全国農業協同組合連合会鳥取県本部〕	0	1,704	1,704
防疫体制整備費	県	-	○連絡体制の構築や有効な防疫措置を行うための、対策会議等の開催	500	0	500
市場活性化対策費	全農	定額	○風評被害等による和子牛の市場価格下落防止のため、購買者に対し一律助成	5,000	0	5,000
経営安定対策費	農協等	1/3	○和子牛価格等の下落の影響を受けた畜産農家が借り入れる農林漁業セーフティネット資金に対する利子補給	2,000	0	2,000
消費対策費(既存事業対応)	団体等	-	○風評被害による食肉の消費低迷対策として、消費拡大イベント等に対して支援 ・県産牛肉販売強化支援事業 ・地元食材利用促進キャンペーン事業	-	0	-
畜産物流通安定対策費(既存融資制度の拡充)	食肉事業者等	-	○食肉事業者等の売上げ・営業利益の減少対策として、既存の融資枠に「口蹄疫対応枠」を創設(経営安定支援借換資金等) ※商工労働部対応	-	0	-
合計				22,500	10,463	32,963

3 これまでの取組状況、改善点

- 県内一斉消毒により口蹄疫の侵入防止や防疫意識の啓発に対して効果が認められたとともに、市場活性化対策等により、購買者の集客、購買意欲の向上による子牛セリ価格の上昇に効果があった。
〔補てん対象頭数：6月セリ55頭、7月セリ64頭〕
- 今回の補正予算以外で至急整備する必要がある物品等(発生農場用動力噴霧器、畜産試験場消毒用ミストユニット)については、現計予算を流用して対応する。また、畜産試験場の消毒ゲートについては、営繕予算を活用して8月に設置した。
- 今後は、現在の防疫体制を確認するため、口蹄疫防疫マニュアル(6月11日作成)に基づく現地訓練(東・中・西部の各地区)を9月に実施、検証し、必要に応じてマニュアル等の改善を行っていく。

平成22年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

3項 農地費

農地・水保全課 (内線: 7322)

1目 農地総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
国土調査事業	485,074	12,607	497,681	8,405			4,202	
トータルコスト	498,790	12,607	511,397	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.7人	0.0人	1.7人	事業計画、補助金事務、検査・認証事務、指導相談事務、推進事務、国との調整				
工程表の政策目標(指標)	地籍調査面積の増 H30年度末27.3%							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国土調査法に基づき、一筆地ごとの土地の所有者、地番、地目及び境界に関する確認調査を実施し、境界測量と面積測定を行い、地籍図・地籍簿として取りまとめる地籍調査事業を行う市町村に対して補助する。

事業主体：市町村

補助率：県1/4 (国1/2、市町村1/4)

2 主な事業内容

本年度調査することで、効率的な事業実施となる調査区域及び作業工程を追加する。

【地籍調査事業費 (国費含む)】

(単位: 千円)

区分	補正前	補正額	合計
日南町	77,424	6,699	84,123
岩美町	41,198	4,201	45,399
倉吉市	28,437	1,707	30,144
その他	338,015	—	338,015
計	485,074	12,607	497,681

平成22年度一般会計補正予算説明資料

農地・水保全課(内線:7336)
(単位:千円)

2目 土地改良費

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
炭素貯留地下かんがい推進事業	35,430	259	35,689				259	
トータルコスト	43,498	2,679	46,177	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.0人	0.3人	1.3人	鳥取県型地下かんがいシステム設置				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

水田の用排水調節を地下水位で制御する地下かんがいシステムを整備し、併せて土壌改良や暗渠疎水材に竹炭などを投入して農地土壌への効率的な炭素貯留方法等を検討し、営農作業の省力化と品質向上に繋がる低コスト農業の実証を行う。

2 主な事業内容

本事業を活用して低コスト農業を比較実証するため、今回新たに鳥取県型地下かんがいシステムを追加整備(A=0.6ha)する。

(単位:千円)

区分	事業内容	事業主体	補正前	補正	計
1 炭素貯留関連 基盤整備	営農効率化や品質向上につながる先進的技術を用いた基盤整備を行う。 ・地下かんがいシステム (水位自動調節器付、疎水材に竹炭利用)	県	35,000	0	35,000
	鳥取市気高町常松 A=2.0ha		13,000	0	13,000
	倉吉市津原 A=1.0ha		7,000	0	7,000
	大山町岡 A=1.1ha		7,000	0	7,000
	江府町宮市 A=0.5ha		4,800	0	4,800
	日南町印賀 A=0.6ha		3,200	0	3,200
2 鳥取県型地下 かんがいシステム 設置	既に暗渠排水を施工している水田の既存暗渠排水管を利用して、取水側及び排水側に水位調整器を設け、竹炭活用地下かんがいシステムとの品質、収量及び営農労力等を比較検証する。	県	0	259	259
	倉吉市津原 A=0.6ha				
3 地下かんがい 及び竹炭等農 業利活用研究 会の設置運営	地下かんがいを利活用した営農手法や新たな転作物導入の検討に向けた推進体制を確立したり、竹炭や木炭等の有機資材を土壌改良材など営農面への有効利活用を研究し、基盤整備の際の効果的な導入方法等について検討していく。	県	430	0	430
合 計			35,430	259	35,689

平成22年度一般会計補正予算説明資料

11款 災害復旧費

1項 農林水産施設災害復旧費

7目 直轄災害復旧費負担金

農地・水保全課(内線:7323)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
直轄耕地災害復旧費負担金	0	5,250	5,250		(200) 4,000		1,250	県費負担 1,450
トータルコスト	0	6,057	6,057	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	西高尾ダム付帯施設の落雷災害復旧				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

西高尾ダム(国営造成施設)の水管理・監視施設が、平成22年7月26日の落雷により損傷したため、「直轄災害復旧事業(事業主体:国)」により復旧を行う。

2 主な事業内容

落雷により観測不能となっている、ダム地震観測装置及びダム堤体観測装置(間隙水圧計、土圧計、岩盤変位計)の復旧事業費の一部を負担する。

事業費・負担内訳(事業主体:国)

	事業費	負担額(単位:千円)		
		国	県	町
地震観測装置	12,000	7,800	2,100	2,100
堤体観測装置	18,000	11,700	3,150	3,150
計	30,000	19,500	5,250	5,250

直轄耕地災害復旧費の負担割合

国	県	町	
		北栄町	琴浦町
65 %	17.5 %	6.615 %	10.885 %

※地方負担額は県と町で折半

※北栄町:琴浦町=37.8:62.2(受益面積割)

(着工地区の概要:別紙のとおり)

(注) 起債欄の上段< >書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は起債の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成22年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費
 4項 林業費
 2目 林業振興費

森林・林業総室 (内線: 7307)
 (単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 原木テスト輸出検証 支援事業	0	4,000	4,000				4,000	
トータルコスト	0	4,807	4,807	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務、事業の調整				
工程表の政策目標(指標)	県産材利用の推進(原木生産量H22目標: 185千m3)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

今後、原木の海外輸出時代の到来が見込まれる中で、今年度、国、県、森林組合等で組織される「鳥取県木材輸出連絡協議会(事務局: 鳥取県森林組合連合会)」が設立された。
 当協議会では、今年度中に中国への県産材輸出を行い、コスト削減など継続した海外輸出のあり方を検証することとしている。

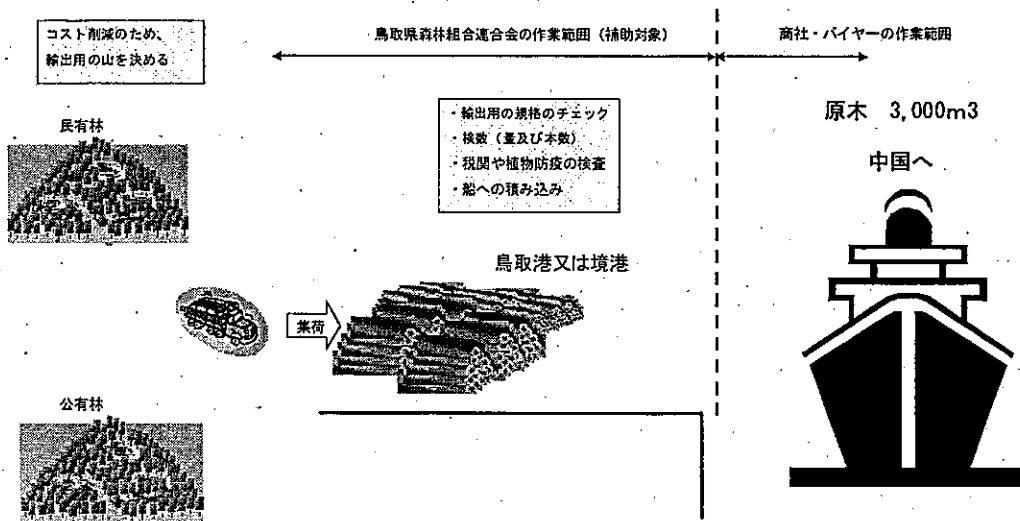
2 主な事業内容

県内の港からスギなどの県産材の原木を中国へテスト輸出する鳥取県森林組合連合会に対して、必要な経費を一部支援する。
 ・補助対象経費 港での荷役費用などテスト輸出に要する経費
 ・補助率 2/3(ただし、4,000千円を上限とする。)
 ※鳥取港利用の場合は、鳥取市も追加支援予定。

3 これまでの取組状況・改善点

・これまで、原木の海外輸出の本格的な取り組みは行われてこなかった。
 ・木材の販路拡大を進めていく中で、平成20年度から、県政アドバイザースタッフにより原木の海外輸出について助言や指導をいただき、継続した原木の海外輸出に向けて、今回、テスト輸出によりコスト削減などの課題の検証を行うこととなった。

<事業のイメージ>



平成22年度一般会計補正予算説明資料

森林・林業総室(内線:7297)

2目 林業振興費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
低コスト林業推進事業	212,998	△68,330	144,668	△79,809			11,479	
トータルコスト	232,361	△68,330	164,031	(補正に係る主な業務)				
従事する職員数	2.4人	0.0人	2.4人	補助金交付事務・技術指導				
工程表の政策目標(指標)	間伐の推進(間伐実施面積:4,200ha)							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>低コスト林業を推進するため、作業効率の向上に必要な林業機械の整備及びリース・レンタルに要する経費に対して助成をしている。今回、雇用拡大や異業種参入に伴う要望の増加と森林組合等が緑の産業再生プロジェクト事業で整備を進めていることから、単県タイプの要望増と国交付金タイプの要望減による補正をするものである。</p>								
2 主な事業内容 (単位:千円)								
区分	事業内容等		補正前	補正	計	摘要		
低コスト林業機械支援	国交付金タイプ	事業主体:森林組合、林業者の組織する団体 事業対象:新品による機械整備(事業費はおおむね500万円以上) 補助率:4/10、4.5/10(新規雇用に伴う整備は県費で1/2に嵩上)	125,455	△95,415	30,040	他事業への振り替えに伴う減		
	単県タイプ	事業主体:鳥取式作業道開設士又は属する団体、素材生産業者、森林所有者(中古・リースに限り森林組合等) 事業対象:林業機械(中古を含む)の整備及びリース・レンタル等 補助率:3/10(新規雇用に伴う整備等は県費で1/2に嵩上げ) 補助限度額:整備600万円/台、リース等130万円/台	49,681	27,085	76,766	異業種参入等に伴う増		
森林施業団地化支援	施業提案等による団地化の取組みを支援		9,000	-	9,000			
森づくり作業道整備	機械化施業に不可欠な林内路網の整備を推進		26,576	-	26,576			
事務費			2,286	-	2,286			
計			212,998	△68,330	144,668			

平成22年度一般会計補正予算説明資料

森林・林業総室(内線:7298)

4目 森林病虫害防除費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) ナラ枯れ被害緊急対策事業	0	5,499	5,499	2,749			2,750	
トータルコスト	0	6,306	6,306	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県東・中部を中心に発生しているカシノナガキクイムシによるナラ類(コナラ、ミズナラ等)樹木の集団的な枯損被害の拡大を防止するため、被害先端区域や景観上重要な区域を主体に薬剤くん蒸等による駆除を実施しているところであるが、本年度、高温少雨で被害が激増している。

被害の西進を阻止するためには、被害先端区域の被害増加分を徹底駆除する必要があり、緊急対策として被害先端区域の被害木駆除に要する経費を支援する。

2 主な事業内容

被害先端区域における被害木駆除に係る事業量・事業費の追加

(単位:千円)

事業主体	事業内容	事業量	事業費	補助率
鳥取市、三朝町 湯梨浜町、大山町	被害木駆除	660本	5,499	国1/2、県1/2

<被害先端区域>

- ・被害先端部から東方約2キロメートル程度の範囲の区域(鳥取市の一部、三朝町の一部)
- ・被害先端区域以西で、局所的に被害が発生している区域(湯梨浜町、大山町)

3 これまでの取組状況、改善点

- (1) 本県におけるナラ枯れ被害は、平成3年に初めて確認され、平成22年度(7月末時点)の被害本数20,765本(対前年比:186%)と激増し、県内8市町で被害が発生している。平成19年度からは、県が設置している、「鳥取県ナラ枯れ被害対策協議会」で、国有林・県・関係市町が連携して被害木の駆除に取り組むことを確認している。
- (2) 平成21年度から、被害先端区域を指定し、県がヘリコプターとGPSを活用して被害木の所在箇所を座標特定する被害木調査を実施し、調査結果に基づき徹底駆除を行う市町村を支援するとともに、本年度からは、被害木周辺に粘着バンドの設置による予防に努め、被害の西進防止対策を実施している。

平成22年度一般会計補正予算説明資料

森林・林業総室(内線:7307)

6目 林道費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 林道事業	1,129,196	13,523	1,142,719	11,609			1,914	
トータルコスト	1,154,088	13,523	1,167,611	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	15.2人	0.0人	15.2人	国・市町村等の調整、団体営事業の審査・指導調整 ・確認・補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

森林の適正な維持管理及び効率的な林業経営の展開、並びに地域生活の利便性向上に資する林道の整備を行う。事業費の増は、現場条件による工法等の見直し等による。

2 主な事業内容

(単位:千円)

事業名		補正前	補正	計	
補助	県営	林道開設事業	145,000	0	145,000
		フォレスト・コミュニティ総合整備事業	310,000	0	310,000
		山のみち地域づくり交付金事業	200,000	0	200,000
		道整備交付金事業	240,000	0	240,000
		計	895,000	0	895,000
	団体営	林道開設事業	31,858	0	31,858
		道整備交付金事業	54,740	13,523	68,263
		計	86,598	13,523	100,121
	小計		981,598	13,523	995,121
	単独	県管理林道維持補修事業	16,845	0	16,845
県単補助林道事業		4,642	0	4,642	
補助事務費		51,527	0	51,527	
人件費継足		56,046	0	56,046	
事務費継足		18,538	0	18,538	
小計		147,598	0	147,598	
合計		1,129,196	13,523	1,142,719	

(着工地区の概要 別紙のとおり)

平成22年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

1項 農業費

農林総合研究所企画総務部(電話:0858-37-4210)

10目 園芸試験場費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
園芸試験場 管理運営費	94,555	△ 140	94,415			(諸収入) 230	△ 370	
トータルコスト	113,111	△ 140	112,971	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.3人	0.0人	2.3人	施設の管理運営				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 園芸試験場の管理運営に要する経費。(受託事業の増に伴う標準事務費の減額調整)								

4項 林業費

農林総合研究所企画総務部(電話:0858-37-4210)

8目 林業試験場費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
林業試験場 管理運営費	44,330	3,000	47,330			(寄附金) 3,000		
トータルコスト	90,318	3,000	93,318	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	5.7人	0.0人	5.7人	施設の管理運営				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 林業試験場の管理運営に要する経費。								
2 主な事業内容 試験研究に必要な機器の整備を行う。								
(単位:千円)								
備品名		台数	予算額					
データロガー		2台	2,055					
ハンディーデータロガー		1台	215					
応力波速度測定器		1台	730					

平成22年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

1項 農業費

農林総合研究所園芸試験場(電話:0858-37-4211)

10目 園芸試験場費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
試験研究費	45,836	370	46,206			(諸収入) 370		
トータルコスト	364,522	1,177	365,699	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	39.5人	0.1人	39.6人	園芸試験場の試験研究				
工程表の政策目標(指標)	特徴ある鳥取オリジナル品種の育成、付加価値の高い園芸作物生産技術の開発、化学農薬に代わる環境にやさしい病害虫防除技術の開発、おいしさにこだわった果菜類栽培技術の確立、高品質果実・野菜生産技術の確立、温度・光の制御による花き栽培コストの低減							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
特徴ある鳥取オリジナル品種の育成、付加価値の高い園芸作物生産技術の開発等に関わる試験研究に要する経費								
2 主な事業内容 (単位:千円)								
試験研究課題名	補正前	補正	計					
系統適応性検定試験	338	0	338					
有機・特別栽培拡大に必須の病害虫防除技術確立	4,281	0	4,281					
湖山池塩分導入に係る野菜への影響に関する試験	1,500	0	1,500					
ナシのジョイント整枝による省力栽培技術の確立	1,355	0	1,355					
新農薬適用試験	7,179	0	7,179					
スイカ、ハウレンソウ輪作体系におけるカラシナ、ブロッコリー等収穫残渣の鋤き込みによる土壌病害防除効果の検証	676	0	676					
カキ‘西条’の生理障害を防止する系統選抜と栽培技術の確立	300	0	300					
「なつひめ」等青ナシオリジナル品種の栽培技術の確立	3,763	0	3,763					
「新甘泉」等赤ナシ新品種の省力安定栽培技術確立	2,536	0	2,536					
気温上昇対策と施肥削減による黒ボク畑特産野菜の生産安定技術の確立	1,844	0	1,844					
スイカの生育障害克服等による高位生産技術の確立	1,825	0	1,825					
イチゴの品質安定技術の確立	1,012	0	1,012					
EOD反応を活用した花き類の鳥取型栽培技術の確立	2,882	0	2,882					
未利用農地等を有効利用する花き類の(露地)栽培技術の開発	1,220	0	1,220					
気象変動に左右されない花き類の高品質化技術の開発	1,433	0	1,433					
市場競争力のある鳥取オンリーワン園芸品種の育成	1,333	0	1,333					
人と農にやさしい低コスト型ラッキョウ生産技術の確立	3,000	0	3,000					
特産砂丘ナガイモ産地存亡に係る生産安定技術の確立	1,486	0	1,486					
他県産地に打ち勝つブドウ生産に向けた高度栽培法の確立	2,100	0	2,100					
地球温暖化に対応した白ネギ安定生産技術の確立	1,142	0	1,142					
新しい販売チャンネルに対応した白ネギ栽培体系の確立	491	0	491					
弓浜砂丘地野菜の栽培技術の改善と特産品開発	350	0	350					
消費者・生産者が求めるカキの革新的栽培法の確立	1,280	0	1,280					
中山間地基幹品目及び土地利用型野菜の栽培法確立	2,510	0	2,510					
全日本野菜・花卉品種審査会(ブロッコリー、パンジー・ピオラ)受託事業	0	370	370					
合計	45,836	370	46,206					

平成22年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費
 1項 農業費
 1目 農業総務費

水産課(内線:7309)
 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取暮らし農林水産 就業サポート事業 (漁業雇用促進緊急 対策事業)	債務負担行為 34,074 59,450	債務負担行為 32,004 0	債務負担行為 66,078 59,450				債務負担行為 32,004 0	
トータルコスト	62,677	0	62,677	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	周知説明、補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	新規就農・新規就業者の確保							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

新規就業希望者を新人漁船員として雇用し、漁業技術等の習得のため最大1年間の漁業研修を実施する漁業経営体に対して、当該漁船員の研修に必要な経費等を助成することにより、新規漁船員の円滑な確保及び県内漁業の雇用促進を図る。

新規漁船員の受入れを希望する漁業経営体が、当初見込みより増加したため、新規研修事業の平成23年度に係る研修経費の債務負担が必要となったため、債務負担行為限度額の増額補正を行う。

2 主な事業内容

【事業実施主体】

漁業協同組合、漁業者が任意に設立している漁業組合、左記団体に所属している漁業経営体

【補助内容及び補助率】

研修事業を実施する上記事業実施主体に対して、以下の経費の補助を行う。

補助対象経費	負担区分		
	県	市町村	漁協・漁業組合
①最低賃金相当額	10/10	—	—
②住居手当・通勤手当費用	10/10	—	—
③移住・定住準備金	10/10	—	—
④旅費	10/10	—	—
⑤賄い料	—	1/2	1/2
⑥船舶所有者負担の保険料等	—	1/2	1/2

【研修期間】

最大1年間

【研修実施状況】

○H22年度新規研修開始者数(H22.8月現在)・・・14名

○H22年9月以降申請予定者数・・・22名

3 債務負担行為限度額

鳥取暮らし農林水産就業サポート事業(漁業雇用促進緊急対策事業)

補正前 34,074千円(平成23年度)

補正 32,004千円(平成23年度)

合計 66,078千円(平成23年度)

平成22年度一般会計公共事業補正予算総括表

予算関係

事業名	補正前	補正	計	財源			事業内容の説明
				国庫支出金	起債	その他	
一般公共事業	3,803,220	13,523	3,816,743	11,609		1,914	県費負担 1,914 (事業内容は次頁に記載)
地域自立・活性化 交付金事業	19,284 (700,000)		19,284 (700,000)				
直轄事業	31,850		31,850				
単独事業	52,831		52,831				(事業内容は次頁に記載)
一般単県公共事業	42,357		42,357				
県費嵩上補助 ふるさと林道 緊急整備事業	10,474		10,474				
計 (一般公共+他経+通経+他経)	3,907,185	13,523	3,920,708	11,609	<200>	1,914	県費負担 1,914
災害公共事業	383,312	5,250	388,562		4,000	1,250	
災害公共事業	376,312	(30,000)	376,312 (30,000)		<200>		1,450
直轄災害公共事業		5,250	5,250		4,000	1,250	
一般単県公共事業	7,000		7,000		<200>		県費負担 3,364
農林水産部合計	4,280,497	18,773	4,309,270	11,609	4,000	3,164	

(注1) 直轄事業の()内は事業費である。
 (注2) 起債額の上段< >書きは交付税措置額を除いた金額である。県費負担額は起債額の上段< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成22年度一般会計公共事業補正予算総括表

農林水産部 (単位:千円)

予 算 関 係	事 業 名	補 正 前	補 正	計	財 源		事 業 内 容 の 説 明
					国 庫 支 出 金	内 外 其 他	
補助事業	一般公共事業計	3,803,220	13,523	3,816,743	11,609	1,914	
	農業農村整備事業	1,838,373		1,838,373			
	林道事業	1,107,709	13,523	1,121,232	11,609	1,914	団体営道整備交付金事業 日原町小籠井谷地区
	造林事業	750,917		750,917			
	治山事業	82,783		82,783			
	水産基盤整備事業	23,438		23,438			
	地域自立・活性化 交付金事業	19,284		19,284			
	農業農村整備事業	19,284		19,284			
	直轄事業計	(700,000)		(700,000)			
	水産基盤整備事業	31,850		31,850			
	水産基盤整備事業	(700,000)		(700,000)			
	水産基盤整備事業	31,850		31,850			
	災害公共事業計	376,312		376,312			
単独事業	耕地災害復旧事業	208,000		208,000			
	林道施設災害復旧事業	168,312		168,312			
	直轄災害公共事業計	(30,000)		(30,000)			
	直轄耕地災害復旧費負担金	5,250		5,250			
	直轄耕地災害復旧費負担金	(30,000)		(30,000)			
	直轄耕地災害復旧費負担金	5,250		5,250			
	補助公共計	4,230,666	18,773	4,249,439	11,609	3,164	1,250 西高尾ダム
	単独公共事業計	42,357		42,357			
	農業農村整備事業	10,790		10,790			
	土地改良事業調査	9,000		9,000			
	林道事業	21,487		21,487			
	水産基盤整備事業	1,080		1,080			
	県費補上補助計	10,474		10,474			
団体営土地改良 事業費補助金	10,474		10,474				
災害単独計	7,000		7,000				
単独耕地災害復旧事業	2,000		2,000				
単独林道施設災害復旧事業	5,000		5,000				
単独事業計	59,831		59,831				
公共事業計	4,290,497	18,773	4,309,270	11,609	4,000	3,164	

(注1) 直轄事業の()内は事業費である。
(注2) 起債欄の上段< >番きは交付税措置額を除いた金額である。

平成22年度公共事業着工地区の概要

農地・水保全課 (単位:千円)

事業名	地区名	実施期間	総事業費	事業概要	22年度 事業費	22年度事業内容
【国直轄】 直轄耕地災害復旧 費負担金	西高尾ダム	H22	<30,000>	地震・堤体観測装置の復旧	<30,000> 5,250	地震・堤体観測装置の復旧

(注) 表中〈 〉は、国直轄事業の総事業額である。

平成22年度公共事業着工地区の概要(変更分)

森林・林業総室 (単位:千円)

事業名	地区名	実施期間	総事業費	事業概要	22年度 事業費	22年度事業内容
道整備交付金事業 (林道開設) 【団体営】	日南町地区 (日南町)	H18~H22	166,626	林道開設:1路線 1,670m 林道舗装:2路線 2,520m	(54,740) 68,263	林道開設:小熊井谷 延 長:340m 舗 装:1,670m

注) () 内は変更前の額。

平成22年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書（農林水産部）

（単位：千円）

款 項 目 節	6款 農林水産業費									
				うち農林水産部						
							1項 農業費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	282,316	230	282,546	262,032	230	262,262	120,513	230	120,743	
2 給 料	2,675,493	5,522	2,681,015	2,479,817	5,522	2,485,339	1,170,293		1,170,293	
3 職 員 手 当 等	1,308,686	1,745	1,310,431	1,213,303	1,745	1,215,048	570,211		570,211	
4 共 済 費	1,015,149		1,015,149	940,540		940,540	443,345		443,345	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金	3,357		3,357	3,357		3,357	622		622	
8 報 償 費	38,389		38,389	37,634		37,634	25,522		25,522	
9 旅 費	115,946		115,946	108,936		108,936	46,050		46,050	
費用弁償	3,411		3,411	3,101		3,101	152		152	
普通旅費	102,844		102,844	96,220		96,220	40,090		40,090	
特別旅費	9,691		9,691	9,615		9,615	5,808		5,808	
10 交 際 費										
11 需 用 費	574,430	1,816	576,246	549,354	1,306	550,660	199,553		199,553	
食 糧 費	3,410		3,410	3,369		3,369	2,261		2,261	
その他の需用費	571,020	1,816	572,836	545,985	1,306	547,291	197,292		197,292	
12 役 務 費	138,241		138,241	128,742		128,742	55,272		55,272	
13 委 託 料	1,374,858	19,234	1,394,092	1,096,986	259	1,097,245	447,029		447,029	
14 使用料及び賃借料	187,596		187,596	161,669		161,669	71,329		71,329	
15 工 事 請 負 費	5,164,256		5,164,256	2,237,336		2,237,336				
16 原 材 料 費	2,222		2,222	2,222		2,222	1,331		1,331	
17 公 有 財 産 購 入 費	18,660		18,660	11,660		11,660				
18 備 品 購 入 費	128,397	11,759	140,156	127,827	11,759	139,586	3,797		3,797	
19 負担金、補助及び交付金	12,140,951	32,618	12,173,569	11,454,121	12,618	11,466,739	3,561,412	57,709	3,619,121	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金	1,210,210		1,210,210	1,210,210		1,210,210	86,174		86,174	
22 補償、補填及び賠償金	73,943		73,943	58,943		58,943				
23 償還金、利子及び割引料	121,603		121,603	121,603		121,603	19,008		19,008	
24 投 資 及 び 出 資 金	10,000		10,000	10,000		10,000				
25 積 立 金	183,125		183,125	183,125		183,125				
26 寄 付 金										
27 公 課 費	429		429	429		429	265		265	
28 繰 出 金	273,507		273,507	273,507		273,507	44,868		44,868	
予 備 費										
計	27,041,764	72,924	27,114,688	22,673,353	33,439	22,706,792	6,866,594	57,939	6,924,533	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	6,891,003	△ 57,046	6,833,957	4,780,823	△ 57,046	4,723,777	2,078,344	2,078,344	
	地 方 債	2,526,000	6,000	2,532,000	1,150,000		1,150,000			
	そ の 他	4,128,779	3,600	4,132,379	3,898,328	3,600	3,901,928	192,235	600	192,835
	一 般 財 源	13,495,982	120,370	13,616,352	12,844,202	86,885	12,931,087	4,596,015	57,339	4,653,354

-(単位:千円)

款 項 目										
	1目 農業総務費			6目 農作物対策費			10目 園芸試験場費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	11,469		11,469	4,186		4,186	55,055	230	55,285	
2 給 料	1,170,293		1,170,293							
3 職 員 手 当 等	570,211		570,211							
4 共 済 費	432,984		432,984	525		525	2,949		2,949	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金										
8 報 償 費	10,600		10,600	3,987		3,987				
9 旅 費	18,132		18,132	5,760		5,760	5,120		5,120	
費用弁償										
普通旅費	14,836		14,836	4,209		4,209	5,120		5,120	
特別旅費	3,296		3,296	1,551		1,551				
10 交 際 費										
11 需 用 費	24,224		24,224	7,638		7,638	62,310		62,310	
食糧費	1,161		1,161	180		180	296		296	
その他の需用費	23,063		23,063	7,458		7,458	62,014		62,014	
12 役 務 費	18,871		18,871	4,928		4,928	12,631		12,631	
13 委 託 料	401,546		401,546	6,919		6,919	4,947		4,947	
14 使用料及び賃借料	15,839		15,839	5,137		5,137	3,939		3,939	
15 工 事 請 負 費										
16 原 材 料 費							857		857	
17 公 有 財 産 購 入 費										
18 備 品 購 入 費							2,182		2,182	
19 負担金、補助及び交付金	1,376,237	7,709	1,383,946	1,344,215	50,000	1,394,215	1,742		1,742	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料	8		8							
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金										
26 寄 付 金										
27 公 課 費							63		63	
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	4,050,414	7,709	4,058,123	1,383,295	50,000	1,433,295	151,795	230	152,025	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	447,779		447,779	1,066,347		1,066,347	4,789		4,789
	地 方 債									
	そ の 他	444		444	943		943	30,832	600	31,432
一 般 財 源	3,602,191	7,709	3,609,900	316,005	50,000	366,005	116,174	△ 370	115,804	

(単位:千円)

款 項 目									
	2 項 畜産業費			1 目 畜産総務費			2 目 畜産振興費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	40,105		40,105	1,558		1,558			
2 給 料	346,196	5,522	351,718	346,196	5,522	351,718			
3 職 員 手 当 等	173,480	1,745	175,225	173,480	1,745	175,225			
4 共 済 費	133,404		133,404	127,825		127,825			
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 賃 金	321		321						
8 報 償 費	5,819		5,819				5,525		5,525
9 旅 費	12,747		12,747	1,884		1,884	3,873		3,873
費用弁償	321		321						
普通旅費	11,149		11,149	1,884		1,884	2,764		2,764
特別旅費	1,277		1,277				1,109		1,109
10 交 際 費									
11 需 用 費	186,642		186,642	1,552		1,552	4,776		4,776
食糧費	244		244	55		55	99		99
その他の需用費	186,398		186,398	1,497		1,497	4,677		4,677
12 役 務 費	18,728		18,728	1,621		1,621	1,764		1,764
13 委 託 料	25,998		25,998				11,060		11,060
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	28,114		28,114	1,753		1,753	5,463		5,463
15 工 事 請 負 費	15,652		15,652				12,400		12,400
16 原 材 料 費	365		365						
17 公 有 財 産 購 入 費									
18 備 品 購 入 費	53,049	8,759	61,808				4,600		4,600
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	356,001	△ 11,084	344,917	2		2	246,394	△ 12,788	233,606
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金	3,844		3,844				3,844		3,844
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	847		847				847		847
24 投 資 及 び 出 資 金	10,000		10,000	10,000		10,000			
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費	164		164						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	1,411,476	4,942	1,416,418	665,871	7,267	673,138	300,546	△ 12,788	287,758
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	108,657		108,657			11,630		11,630
	地 方 債	11,000		11,000			11,000		11,000
	そ の 他	86,096		86,096	15,723		15,723	853	853
	一 般 財 源	1,205,723	4,942	1,210,665	650,148	7,267	657,415	277,063	△ 12,788

(単位:千円)

款 項 目										
	節	3 項 農 地 費								
		3目 家畜保健衛生費			1目 農地総務費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	12,899		12,899	12,568		12,568	2,194		2,194	
2 給 料				331,144		331,144	173,098		173,098	
3 職 員 手 当 等				161,168		161,168	84,226		84,226	
4 共 済 費	1,830		1,830	123,580		123,580	64,113		64,113	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金										
8 報 償 費	24		24	1,441		1,441	1,345		1,345	
9 旅 費	3,764		3,764	13,258		13,258	5,660		5,660	
費用弁償	321		321	500		500				
普通旅費	3,383		3,383	11,929		11,929	5,001		5,001	
特別旅費	60		60	829		829	659		659	
10 交 際 費										
11 需 用 費	62,575		62,575	24,098		24,098	5,235		5,235	
食糧費	40		40	300		300	79		79	
その他の需用費	62,535		62,535	23,798		23,798	5,156		5,156	
12 役 務 費	2,858		2,858	11,202		11,202	2,493		2,493	
13 委 託 料	8,799		8,799	294,759	259	295,018	12,037		12,037	
14 使用料及び賃借料	19,240		19,240	18,525		18,525	4,554		4,554	
15 工 事 請 負 費	3,252		3,252	1,117,244		1,117,244				
16 原 材 料 費										
17 公 有 財 産 購 入 費				11,660		11,660				
18 備 品 購 入 費	27,384	8,759	36,143							
19 負担金、補助及び交付金	109,568	1,704	111,272	3,165,057	12,607	3,177,664	2,904,554	12,607	2,917,161	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金				559,374		559,374	559,374		559,374	
22 補償、補填及び賠償金				22,910		22,910				
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積 立 金				642		642	642		642	
26 寄 付 金										
27 公 課 費										
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	252,193	10,463	262,656	5,868,630	12,866	5,881,496	3,819,525	12,607	3,832,132	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	97,027		97,027	1,299,551	8,405	1,307,956	384,623	8,405	393,028
	地 方 債				627,000		627,000	279,000		279,000
	そ の 他	9,517		9,517	891,988		891,988	585,876		585,876
	一 般 財 源	145,649	10,463	156,112	3,050,091	4,461	3,054,552	2,570,026	4,202	2,574,228

(単位:千円)

款 項 目										
	2目 土地改良費			4項 林業費			2目 林業振興費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
	節									
1 報 酬	8,058		8,058	41,963		41,963				
2 給 料	154,781		154,781	380,063		380,063	4,800		4,800	
3 職 員 手 当 等	75,353		75,353	184,975		184,975				
4 共 済 費	57,934		57,934	144,197		144,197				
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金				2,414		2,414				
8 報 償 費	48		48	3,137		3,137	2,352		2,352	
9 旅 費	5,037		5,037	19,689		19,689	7,444		7,444	
費用弁償				1,453		1,453				
普通旅費	4,885		4,885	17,215		17,215	6,648		6,648	
特別旅費	152		152	1,021		1,021	796		796	
10 交 際 費										
11 需 用 費	15,784		15,784	52,689	1,306	53,995	11,259		11,259	
食糧費	54		54	293		293	126		126	
その他の需用費	15,730		15,730	52,396	1,306	53,702	11,133		11,133	
12 役 務 費	7,853		7,853	23,813		23,813	10,024		10,024	
13 委 託 料	202,632	259	202,891	273,844		273,844	54,659		54,659	
14 使用料及び賃借料	12,143		12,143	26,610		26,610	6,843		6,843	
15 工 事 請 負 費	1,059,984		1,059,984	848,800		848,800				
16 原 材 料 費				526		526				
17 公 有 財 産 購 入 費	11,460		11,460							
18 備 品 購 入 費				1,858	3,000	4,858				
19 負担金、補助及び交付金	150,705		150,705	4,131,172	△ 46,614	4,084,558	2,901,654	△ 64,330	2,837,324	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金				548,762		548,762				
22 補償、補填及び賠償金	22,260		22,260	31,689		31,689				
23 償還金、利子及び割引料				101,748		101,748				
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金				182,483		182,483	182,483		182,483	
26 寄 付 金										
27 公 課 費										
28 繰 出 金				145,909		145,909				
予 備 費										
計	1,784,032	259	1,784,291	7,146,341	△ 42,308	7,104,033	3,181,518	△ 64,330	3,117,188	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	779,648		779,648	1,227,204	△ 65,451	1,161,753	116,106	△ 79,809	36,297
	地 方 債	311,000		311,000	476,000		476,000			
	そ の 他	288,180		288,180	2,651,636	3,000	2,654,636	2,179,635		2,179,635
	一 般 財 源	405,204	259	405,463	2,791,501	20,143	2,811,644	885,777	15,479	901,256

(単位:千円)

款 項 目										
	4目 森林病虫害防除費			6目 林道費			8目 林業試験場費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	2,631		2,631	3,116		3,116	22,154		22,154	
2 給 料				52,682		52,682				
3 職 員 手 当 等				25,642		25,642				
4 共 済 費	5		5	19,860		19,860	2,064		2,064	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金										
8 報 償 費	368		368				234		234	
9 旅 費	1,237		1,237	2,605		2,605	3,475		3,475	
費用弁償	632		632	5		5	99		99	
普通旅費	585		585	2,600		2,600	3,213		3,213	
特別旅費	20		20				163		163	
10 交 際 費										
11 需 用 費	2,731		2,731	9,619	1,306	10,925	18,285		18,285	
食糧費	55		55				65		65	
その他の需用費	2,676		2,676	9,619	1,306	10,925	18,220		18,220	
12 役 務 費	1,133		1,133	2,500		2,500	3,685		3,685	
13 委 託 料	11,910		11,910	51,932		51,932	5,441		5,441	
14 使用料及び賃借料	295		295	9,000		9,000	2,817		2,817	
15 工 事 請 負 費				848,800		848,800				
16 原 材 料 費							526		526	
17 公 有 財 産 購 入 費										
18 備 品 購 入 費							609	3,000	3,609	
19 負担金、補助及び交付金	131,667	5,499	137,166	273,364	12,217	285,581	60		60	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金	10,912		10,912	12,200		12,200				
23 償還金、利子及び割引料										
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金										
26 寄 付 金										
27 公 課 費										
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	162,889	5,499	168,388	1,311,320	13,523	1,324,843	59,350	3,000	62,350	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	20,321	2,749	23,070	600,123	11,609	611,732	328		328
	地 方 債				304,000		304,000			
	そ の 他				69,979		69,979	3,952	3,000	6,952
	一 般 財 源	142,568	2,750	145,318	337,218	1,914	339,132	55,070		55,070

(単位:千円)

款 項 目 節		11款 災害復旧費								
					うち農林水産部					
								1項 農林水産施設災害復旧費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬									
2	給 料	48,919		48,919						
3	職 員 手 当 等	24,399		24,399	400		400	400		400
4	共 済 費	18,031		18,031						
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	貸 金									
8	報 償 費									
9	旅 費	1,182		1,182						
	費 用 弁 償									
	普 通 旅 費	1,182		1,182						
	特 別 旅 費									
10	交 際 費									
11	需 用 費	7,308		7,308	43		43	43		43
	食 糧 費									
	そ の 他 の 需 用 費	7,308		7,308	43		43	43		43
12	役 務 費	932		932						
13	委 託 料	582,412		582,412	28,708		28,708	28,708		28,708
14	使 用 料 及 び 賃 借 料	2,650		2,650						
15	工 事 請 負 費	3,572,765		3,572,765	60,169		60,169	60,169		60,169
16	原 材 料 費									
17	公 有 財 産 購 入 費	14,813		14,813						
18	備 品 購 入 費									
19	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	426,843	5,250	432,093	293,992	5,250	299,242	293,992	5,250	299,242
20	扶 助 費									
21	貸 付 金									
22	補 償、補 填 及 び 賠 償 金	25,813		25,813						
23	償 還 金、利 子 及 び 割 引 料									
24	投 資 及 び 出 資 金									
25	積 立 金									
26	寄 付 金									
27	公 課 費									
28	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	4,726,067	5,250	4,731,317	383,312	5,250	388,562	383,312	5,250	388,562
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	2,974,156		2,974,156	341,972		341,972	341,972		341,972
	地 方 債	1,534,000	4,000	1,538,000	16,000	4,000	20,000	16,000	4,000	20,000
	そ の 他									
	一 般 財 源	217,911	1,250	219,161	25,340	1,250	26,590	25,340	1,250	26,590

(単位:千円)

款 項 目				農林水産部 合計			
	7目 直轄災害復旧費負担金						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬				262,032	230	262,262	
2 給 料				2,479,817	5,522	2,485,339	
3 職 員 手 当 等				1,213,703	1,745	1,215,448	
4 共 済 費				940,540		940,540	
5 災 害 補 償 費							
6 恩 給 及 び 退 職 年 金							
7 賃 金				3,357		3,357	
8 報 償 費				37,634		37,634	
9 旅 費				108,936		108,936	
費用弁償				3,101		3,101	
普通旅費				96,220		96,220	
特別旅費				9,615		9,615	
10 交 際 費							
11 需 用 費				549,397	1,306	550,703	
食糧費				3,369		3,369	
その他の需用費				546,028	1,306	547,334	
12 役 務 費				128,742		128,742	
13 委 託 料				1,125,694	259	1,125,953	
14 使用料及び賃借料				161,669		161,669	
15 工 事 請 負 費				2,297,505		2,297,505	
16 原 材 料 費				2,222		2,222	
17 公 有 財 産 購 入 費				11,660		11,660	
18 備 品 購 入 費				127,827	11,759	139,586	
19 負担金、補助及び交付金		5,250	5,250	11,748,113	17,868	11,765,981	
20 扶 助 費							
21 貸 付 金				1,210,210		1,210,210	
22 補償、補填及び賠償金				58,943		58,943	
23 償還金、利子及び割引料				121,603		121,603	
24 投 資 及 び 出 資 金				10,000		10,000	
25 積 立 金				183,125		183,125	
26 寄 付 金							
27 公 課 費				429		429	
28 繰 出 金				273,507		273,507	
予 備 費							
計		5,250	5,250	23,056,665	38,689	23,095,354	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金			5,122,795	△ 57,046	5,065,749	
	地 方 債		4,000	4,000	1,166,000	4,000	1,170,000
	そ の 他			3,898,328	3,600	3,901,928	
	一 般 財 源		1,250	1,250	12,869,542	88,135	12,957,677

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
6款 農林水産業費	
1項 農業費	
1目 農業総務費	
負担金、補助及び交付金	・鳥取へIJU!アグリスタート研修事業費補助金 7,709
6目 農作物対策費	
負担金、補助及び交付金	・平成22年果樹低温被害緊急対策事業費補助金 50,000
2項 畜産業費	
1目 畜産総務費	
給 料	定数外職員 3人
2目 畜産振興費	
負担金、補助及び交付金	・(財)鳥取県畜産振興協会自立支援事業交付金 △ 12,788
3目 家畜保健衛生費	
負担金、補助及び交付金	・口蹄疫緊急総合対策事業(家畜市場防疫対策事業)費補助金 1,704
3項 農地費	
1目 農地総務費	
負担金、補助及び交付金	・国土調査事業費補助金 12,607
4項 林業費	
2目 林業振興費	
負担金、補助及び交付金	・低コスト林道機械整備事業費補助金 △ 68,330 ・原木テスト輸出検証支援事業費補助金 4,000
4目 森林病虫害防除費	
負担金、補助及び交付金	・ナラ枯れ対策事業費補助金 5,499
6目 林道費	
負担金、補助及び交付金	・鳥取県道整備交付金(林道事業) 12,217
11款 災害復旧費	
1項 農林水産施設災害復旧費	
7目 直轄災害復旧費負担金	
負担金、補助及び交付金	・直轄耕地災害復旧費負担金 5,250

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
平成22年度 平成22年度果樹低温被害緊急対策事業費	千円 7,200		千円 0	平成23年度	千円 7,200				千円 7,200

変更分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
平成22年度 鳥取へJJU!アグリスタート研修事業費	千円 14,810		千円 0	平成23年度	千円 14,810				千円 14,810
平成22年度 果樹等経営安定資金利子補給	千円 7,500		千円 0	平成23年度	千円 7,500				千円 7,500
平成22年度 果樹等経営安定資金利子補給	千円 22,310		千円 0	平成23年度	千円 22,310				千円 22,310
平成22年度 果樹等経営安定資金利子補給	千円 7,725		千円 0	平成23年度から平成25年度まで	千円 7,725				千円 7,725
平成22年度 果樹等経営安定資金利子補給	千円 5,180		千円 0	平成23年度から平成26年度まで	千円 5,180				千円 5,180
平成22年度 果樹等経営安定資金利子補給	千円 12,905		千円 0	平成23年度から平成26年度まで	千円 12,905				千円 12,905
平成22年度 漁業雇用促進緊急対策事業費	補助金総額34,074千円を限度として、平成22年度に交付した額から平成22年度に交付した額を差し引いた額			平成23年度	限度額に同じ				
平成22年度 漁業雇用促進緊急対策事業費	補助金総額32,004千円を限度として、平成22年度に交付した額から平成22年度に交付した額を差し引いた額			平成23年度	限度額に同じ				
平成22年度 漁業雇用促進緊急対策事業費	補助金総額66,078千円を限度として、平成22年度に交付した額から平成22年度に交付した額を差し引いた額			平成23年度	限度額に同じ				

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について</p>																				
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 受益と負担の公平の確保を図るため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく、認定、調査及び再検査に係る申請等の認定に対する手数料を見直す。</p> <p>2 概 要 次のとおり手数料の額を改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事務の区分</th> <th style="width: 25%;">改正後手数料</th> <th style="width: 25%;">改正前手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条第2項の規定に基づく認定(地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品(有機畜産物加工食品を除く。))に係るものに限る。次号において同じ。)</td> <td style="text-align: center;">1件につき <u>26,000円</u></td> <td style="text-align: center;">1件につき <u>24,000円</u></td> </tr> <tr> <td>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条第1項の規定に基づく認定</td> <td style="text-align: center;">1件につき <u>20,000円</u></td> <td style="text-align: center;">1件につき <u>19,000円</u></td> </tr> <tr> <td>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の7第1項の規定により県が定める認定業務規程の規定に基づく調査及び再検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 生産行程管理者に係るもの</td> <td style="text-align: center;">1件につき <u>16,000円</u></td> <td style="text-align: center;">1件につき <u>14,000円</u></td> </tr> <tr> <td>イ 小分け業者に係るもの</td> <td style="text-align: center;">1件につき <u>14,000円</u></td> <td style="text-align: center;">1件につき <u>12,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>			事務の区分	改正後手数料	改正前手数料	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条第2項の規定に基づく認定(地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品(有機畜産物加工食品を除く。))に係るものに限る。次号において同じ。)	1件につき <u>26,000円</u>	1件につき <u>24,000円</u>	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条第1項の規定に基づく認定	1件につき <u>20,000円</u>	1件につき <u>19,000円</u>	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の7第1項の規定により県が定める認定業務規程の規定に基づく調査及び再検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額			ア 生産行程管理者に係るもの	1件につき <u>16,000円</u>	1件につき <u>14,000円</u>	イ 小分け業者に係るもの	1件につき <u>14,000円</u>	1件につき <u>12,000円</u>
事務の区分	改正後手数料	改正前手数料																			
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条第2項の規定に基づく認定(地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品(有機畜産物加工食品を除く。))に係るものに限る。次号において同じ。)	1件につき <u>26,000円</u>	1件につき <u>24,000円</u>																			
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条第1項の規定に基づく認定	1件につき <u>20,000円</u>	1件につき <u>19,000円</u>																			
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の7第1項の規定により県が定める認定業務規程の規定に基づく調査及び再検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額																					
ア 生産行程管理者に係るもの	1件につき <u>16,000円</u>	1件につき <u>14,000円</u>																			
イ 小分け業者に係るもの	1件につき <u>14,000円</u>	1件につき <u>12,000円</u>																			
	<p>3 施行期日 平成23年4月1日</p>																				

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～(204) 略</p> <p>(205) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条第2項の規定に基づく認定(地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品(有機畜産物加工食品を除く。))に係るものに限る。次号において同じ。) 1件につき<u>26,000円</u></p> <p>(205の2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条第1項の規定に基づく認定 1件につき<u>20,000円</u></p> <p>(206) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の7第1項の規定により県が定める認定業務規程の規定に基づく調査及び再検査次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 生産行程管理者に係るもの 1件につき<u>16,000円</u> イ 小分け業者に係るもの 1件につき<u>14,000円</u></p> <p>(207)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～(204) 略</p> <p>(205) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条第2項の規定に基づく認定(地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品(有機畜産物加工食品を除く。))に係るものに限る。次号において同じ。) 1件につき<u>24,000円</u></p> <p>(205の2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条第1項の規定に基づく認定 1件につき<u>19,000円</u></p> <p>(206) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の7第1項の規定により県が定める認定業務規程の規定に基づく調査及び再検査次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 生産行程管理者に係るもの 1件につき<u>14,000円</u> イ 小分け業者に係るもの 1件につき<u>12,000円</u></p> <p>(207)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県農業試験場手数料条例の廃止について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 外部からの依頼に基づき鳥取県農林総合研究所農業試験場が行う土壌等の分析は、民間の検査機関等においても実施可能であるため、当該土壌等の分析に係る業務を廃止した。これに伴い当該土壌等の分析に係る手数料について定めた条例を廃止するものである。</p> <p>2 概 要 鳥取県農業試験場手数料条例(昭和50年鳥取県条例第1号)は、廃止する。</p> <p>3 施行期日 平成23年4月1日</p>

鳥取県農業試験場手数料条例を廃止する条例案

鳥取県農業試験場手数料条例（昭和50年鳥取県条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

条 例 名 等	国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について														
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>国営東伯土地改良事業により造成した西高尾ダム（国営造成施設）の水管理・監視施設について、平成22年7月26日の雷により損傷したため、「直轄災害復旧事業（事業主体：国）」により復旧を行う。このため、土地改良法の規定に基づき関係町に求める負担金の額を定めるものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 国の直轄耕地災害復旧事業の市町村負担金（平成22年度事業で実施する西高尾ダムに係るものに限る。）の額を次のとおり定める。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>市町村負担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北栄町</td> <td>負担基準額の0.06615に相当する額</td> </tr> <tr> <td>琴浦町</td> <td>負担基準額の0.10885に相当する額</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>負担基準額の0.17500に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市町村の負担金の支払方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還期間：事業が完了した翌年度から起算して17年間（据置期間2年） ・元利均等年賦支払（年利5%） ・町の申出があるときは全部若しくは一部につき一時払の方法による。 <p>*直轄耕地災害復旧事業の概要</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>30,000千円（予定）</td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>H22年度</td> </tr> <tr> <td>工 種</td> <td>国営事業土地改良施設の災害復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 議決の適用年度</p> <p>事業完了年度の翌年度から求める負担金に適用する。</p>		市町村負担金の額	北栄町	負担基準額の0.06615に相当する額	琴浦町	負担基準額の0.10885に相当する額	合計	負担基準額の0.17500に相当する額	事業費	30,000千円（予定）	工 期	H22年度	工 種	国営事業土地改良施設の災害復旧
	市町村負担金の額														
北栄町	負担基準額の0.06615に相当する額														
琴浦町	負担基準額の0.10885に相当する額														
合計	負担基準額の0.17500に相当する額														
事業費	30,000千円（予定）														
工 期	H22年度														
工 種	国営事業土地改良施設の災害復旧														

国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次の表の変更後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

変 更 後			変 更 前		
国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金			国営土地改良事業の施行に伴う市町村負担金		
事業名	市町村	市町村負担金の額	事業名	市町村	市町村負担金の額
略			略		
国営弓浜半島土地改良事業	略		国営弓浜半島土地改良事業	略	
	境港市	負担基準額の1,000分の22.02に相当する額の範囲内で知事が別に定める額 なお、負担金の支払方法は、米子市と同様とする。		境港市	負担基準額の1,000分の22.02に相当する額の範囲内で知事が別に定める額 なお、負担金の支払方法は、米子市と同様とする。
直轄耕地災害復旧費負担金（平成22年度事業で実施する西高尾ダムに係るものに限る。）	北栄町	事業費の額（以下この項において「負担基準額」という。）の1,000分の66.15に相当する額の範囲内で知事が別に定める額 なお、負担金の支払方法は、支払期間（据置期間を含む。）を17年、据置期間を2年とし、支払期間の始期を事業が完了した年度の翌年度とし、利率を年5パーセントとする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）（北栄町の申出があるときは、その全部又は一部につき一時支払の方法）によるものとする。			
	琴浦町	負担基準額の1,000分の108.85に相当する額の範囲内で知事が別に定める額 なお、負担金の支払方法は、北栄町と同様とする。			

件名	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立とっとり花回廊)について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立とっとり花回廊</p> <p>(2) 指定する指定管理者 鳥取市栄町606番地 財団法人鳥取県観光事業団 理事長 岡森 裕</p> <p>(3) 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(5年間)</p> <p>(4) 理由 とっとり花回廊の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、財団法人鳥取県観光事業団を指定管理者として指定しようとするものである。</p>

鳥取県立とっとり花回廊の指定管理候補者選定について

農林水産部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立とっとり花回廊（以下「とっとり花回廊」という。）の指定管理者候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

財団法人鳥取県観光事業団（鳥取市栄町606番地） 理事長 岡森 裕

2 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

1,435,000千円…（1） （債務負担行為額 1,436,050千円）

〔参考〕単年度委託料の額（（1）÷5年） 287,000千円

4 選定理由

とっとり花回廊の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、サービス向上、利用促進、観光振興及び花き園芸振興への寄与、施設設備の維持管理など種々の点で努力や、積極的な工夫が図られるとともに、これまでの実績や経営基盤の安定性も認められることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

平成22年7月7日（水）から同年8月20日（金）まで（現地説明会7月14日（水））

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市栄町606番地	理事長 岡森 裕

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
中田 昇（委員長）	鳥取大学農学部 教授
国本 厚（副委員長）	鳥取県花き振興協議会会長
竹下 純子	税理士
湯村 美恵	鳥取県旅館組合おかみの会会長（千年亭取締役副社長）
坂本 昭文	南部町長
生本 礼子	公益社団法人日本フラワーデザイナー協会鳥取県支部長
鹿田 道夫	鳥取県農林水産部長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：平成22年6月29日（火）

指定管理者制度及びとっとり花回廊の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：平成22年8月27日（金）

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針) *平等な利用が確保できないと認められる場合は失格	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等、観光拠点施設としての取組) (2) 管理の基準 (開園時間、休園日、利用料金等の設定 交流・学習活動への取組 個人情報保護、情報の公開) (3) 植栽の企画、展示、管理の水準 (植栽計画、管理計画、県内花き園芸の振興の取組) (4) 施設設備の維持及び運営管理の水準 (5) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (6) 利用者等の要望の把握	40
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積り内容 (2) 県の委託料の多寡	30
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO・TEASの認証等)	30

(4) 審査結果(面接審査及び書類審査)

	配点	(財)鳥取県観光事業団
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	40	36.1
選定基準3	30	18.3
選定基準4	30	25.6
合計	100	80.0

※点数は審査会出席委員6名の平均

主な審査項目に対する委員からの主な意見等

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・施設の平等な利用を確保できるものであった。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・計画全体としては評価できる。
- ・レストラン部門の直営化によるサービス向上に期待したい。
- ・利用促進のためには開園時間を延長する等弾力的な対応が望ましい。
- ・「友の会」等の入会案内や会員特典などの宣伝をもっと行うべき。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・限られた予算における管理運営は評価できる。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・財政基盤は安定しており、透明性も高い。
- ・安定した職員の雇用形態を検討することを希望する。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開園時間・休園日

- 4月～11月 午前9時から午後5時まで
- 12月～3月 午前9時から午後4時30分まで
- ムーンライトフラワーガーデン開催日 午前9時から午後9時まで
- 休園日
 - *4月～11月 無休
 - *12月～3月 週1回（火曜日、火曜日が祝日の場合は翌日）
年末年始（12月26日～31日）

(2) 利用料金

現行どおりとする。

区分		一般人等		小・中学生		小学生未満	
		4～11月	12～3月	4～11月	12～3月	4～11月	12～3月
個人		1,000	700	500	350	無料	無料
団体	10人以上	900	630	450	310	無料	無料
	20人以上	800	560	400	280	無料	無料
学校行事		500	350	250	170	無料	無料
ムーンライトフラワーガーデン	個人	700	700	350	350	無料	無料
	10人以上	630	630	310	310	無料	無料
	20人以上	560	560	280	280	無料	無料
	学校行事	350	350	170	170	無料	無料

・友の会（有効期間1年間）

大人（高校生以上）	3,000円/人
小人（小・中学生）	1,500円/人

※近隣の者が利用しやすくなるよう年会費の値下げ及び特典の見直しを実施

○減免事項

- ・現行の減免事項を継続（身体障がい者、要介護者、校外学習利用者、外国人観光客等への減免等）
- ・園長特認を追加（減免率：1割～全割）

(3) サービスの向上策と利用促進に向けた取組み

○受付・案内等

- ・職員ガイドのスキル向上と機能の充実
- ・とっとり花回廊ボランティアガイドの会との協働
- ・開花・見頃情報の発信等を行うための花情報アーカイブの制作

○情報発信・広報宣伝

- ・客層を考慮したポスター、チラシ、テレビCMなど映像を主体とした魅力の発信
- ・中四国・関西圏の日帰り企画や韓国・ロシアからの旅行客誘致のための営業活動の実施
- ・周辺観光施設と連携した広報・営業活動の実施

○イベント業務

- ・利用者のニーズや評価を反映したサービスの提供

○レストラン等の運営、物品の販売その他

- ・レストランの直営化

・顧客満足度向上のための改善の実施

(4) 観光振興への寄与

○継続的な新たな見どころの提供

(5) 県内花き園芸の振興への寄与

○95%以上県内産苗の利用とすることによるPR

○生産者へのJA・普及所等と連携した現地巡回指導の実施

(6) 交流・学習についての取組み

○他施設・他団体との交流事業

・姉妹公園協定を締結したオランダキューケンコフ公園との交流の充実

・淡路夢舞台温室、牧野植物園との交流の継続

・周辺の観光関係団体への参加や連携した事業の実施等

○学習・普及啓発活動

・園内での講習会や学校授業を通じた学習機会の提供

(7) 収入確保及び経費削減のための取組

○イベント・営業・広報の一体的運用による利用料金収入の拡大

○事業団本部及び各施設の補完による総務、営業、企画業務の効率化

○再委託業務の契約における複数年契約、競争入札の実施

(8) 省資源・省エネルギー等環境に配慮した管理

○鳥取県版環境管理システム（TEAS II）を運用することによる主体的・継続的な環境配慮活動への参加

(9) 県との連携確保

○積極的なイベント情報の提供

○周辺情報の収集のための情報交換会への積極的な参加

条 例 名 等	議会の委任による専決処分の報告について (13) 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正について (平成22年7月28日専決)
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>土地改良法施行令の一部改正に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、平成22年7月28日専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 条例の概要</p> <p>国営土地改良事業の施行地域内の土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を行った場合に特別徴収金を徴収することを定めた規定中、引用している土地改良法施行令の根拠条項を改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成22年8月3日</p>

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例案

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例（平成19年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(特別徴収金の徴収)</p> <p>第2条 県は、国営土地改良事業（別表に定める国営土地改良事業に限る。以下「国営事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>(1) 当該土地を当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第53条の8に規定する用途（政令附則第11項に規定する場合にあっては、同項に定める用途）を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(特別徴収金の徴収)</p> <p>第2条 県は、国営土地改良事業（別表に定める国営土地改良事業に限る。以下「国営事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>(1) 当該土地を当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第53条の8に規定する用途（政令附則第13項に規定する場合にあっては、同項に定める用途）を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	農林水産部 農林総合研究所	物品	プリンター	1台	広島県広島市中区八丁堀5番7号 リコーリース株式会社 中国支社	132,300	平成22年4月1日 ～平成27年3月31日	鳥取県農林水産部 農林総合研究所 農業試験場
2	西部総合事務所	物品	モバイルパソコン	1台	米子市両三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	18,795	平成22年8月1日 ～平成23年7月31日	鳥取県西部総合事務所 農林局
3	西部総合事務所	物品	電話設備	1式	神奈川県川崎市宮前区宮崎二丁目 6番10号 NTTファイナンス株式会社	23,940	平成22年10月24日 ～平成23年10月23日	鳥取県西部総合事務所 農林局大 山農業改良普及所